

「コンタクトレンズ検査料1」に係る施設基準の届出について

令和6年6月1日～

当院では、平成20年4月1日より「コンタクトレンズ検査料1」に係る施設基準の届出を行っております。

コンタクトレンズに係る検査を実施した場合、以下の点数にて算定となります。

【初診の場合】

初診料 291点 + コンタクトレンズ検査料1 200点 合計 491点

【再診の場合】

再診料 75点 + コンタクトレンズ検査料1 200点 合計 275点

【コンタクトレンズ診療担当医師】

医師氏名 熱海 治 眼科診療経験年数 32年

※ コンタクトレンズ検査料についてご不明な点がございましたら、外来看護師までお気軽にお尋ね下さい。

コンタクトレンズ外来

毎週水曜日

午前10時30分～午前11時30分まで